

岐阜県在住外国人相談センター多言語電話通訳サービス業務（単価契約）に関する  
一般競争入札公告

岐阜県在住外国人相談センター多言語電話通訳サービス業務（単価契約）について、一般競争入札を行うので公告する。

平成31年4月15日

公益財団法人 岐阜県国際交流センター  
理事長 森脇 久隆

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称  
岐阜県在住外国人相談センター多言語電話通訳サービス業務（単価契約）
- (2) 業務の仕様等  
仕様書による。
- (3) 履行期間  
契約日から平成32年（令和2年）3月31日まで
- (4) 納入場所  
入札説明書による

2 入札参加者の資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。
- (4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと、又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒500-8875 岐阜市柳ヶ瀬通1-12 岐阜中日ビル2階  
（公財）岐阜県国際交流センター  
電話 058-214-7700  
FAX 058-263-8067  
E-mail gic@gic.or.jp
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
ア 交付期間  
平成31年4月15日（月）から平成31年4月24日（水）までの  
午前9時30分から午後6時00分まで（土曜祝日除く）

イ 交付場所

3の(1)と同じ。

電子メールによる交付を希望する場合は上記3(1)まで申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める入札参加資格確認申請書を3の(1)まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 平成31年4月24日(水)午後6時

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 入札参加資格の確認結果は、平成31年4月26日(金)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日 時 平成31年5月7日(火)午後2時00分

イ 場 所 岐阜市柳ヶ瀬1-12 岐阜中日ビル2階

(公財)岐阜県国際交流センター 南館会議室

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3の(5)のイの場所において行う。

(7) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ。

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)のうち、平成31年(令和元年)9月30日までの多言語電話通訳サービス業務に係る金額については当該金額の100分の8に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額(以下、「端数切捨て」という。))を、平成31年(令和元年)10月1日からの多言語電話通訳サービス業務に係る金額については当該金額の100分の10に相当する額(端数切捨て)をそれぞれ加算した金額の合計額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち、平成31年(令和元年)9月30日までの多言語電話通訳サービス業務に係る金額の108分の100に相当する額と、平成31年(令和元年)10月1日からの多言語電話通訳サービス業務に係る金額の110分の100に相当する額との合計額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

岐阜県会計規則（昭和三十二年岐阜県規則第十九号。以下「規則」という。）第 114 条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

落札者は、規則第 111 条の規定により定めた予定価格に 108 分の 100（110 分の 100）を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書等記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 最低制限価格 無

オ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

カ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

キ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電報による入札は認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 入札等に関する質疑がある場合には、平成 31 年 4 月 24 日（水）午後 6 時までに書面により行うこと。

(8) 詳細は、入札説明書による。